

Q 1)

- ・活動者に対して大阪市から交付される介護予防ポイント（600円分）や利用者から受け取る謝礼（100円）は収入として取り扱われるのか

A 1)

- ・活動者に対し大阪市から交付する介護予防ポイント（1回6ポイント：600円分）については、換金を行った時点で雑所得として、総収入金額に参入していただくこととなります。
- ・また、利用者から受け取る謝礼（100円）についても同様の取扱いとなりますが、こちらは謝礼を受け取った時点で雑所得として総収入金額に参入していただくこととなります。

(参考) 介護保険制度の介護予防事業として行ったボランティア活動により付与されたポイントを換金した場合の所得税の取扱いについて

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shotoku/110307/01.htm>

Q 2)

- ・活動者が生活保護受給者である場合、利用者から受け取る謝礼（利用料）や大阪市から交付される介護予防ポイントは、収入として区保健福祉センターに申告しなければならないのか

A 2)

- ・活動者が利用者から受け取る謝礼については、受け取った時点で収入となります。また、大阪市から交付される介護予防ポイントについては、ポイント交付を受けただけでは収入とはなりません。蓄積したポイントの換金申請を行い、大阪市から銀行口座に振り込まれた時点で収入となります。
- ・活動者が生活保護受給者である場合、これらの収入があれば、区保健福祉センターの担当ケースワーカーに対して収入申告していただきますようお願いいたします。

Q 3)

- ・利用者が生活保護受給者である場合、活動者に支払う1回100円の謝礼（利用料）については、介護サービスを利用する際と同様に公費負担にならないのか

A 3)

- ・利用者が生活保護受給者である場合、活動者に対して支払う謝礼（利用料）については、公費負担（介護扶助費）となり、利用者の負担となることはありません。
- ・ただし、利用者が生活保護受給者であるという重大な個人情報を活動者が知ることのないよう、利用者が生活保護受給者であったとしても、活動者に対して一旦、謝礼（利用料）をお支払い（立替）いただくこととしています。
- ・お支払い（立替）いただいた謝礼（利用料）については、活動利用の翌月に各区保健福祉センターに対し、謝礼（利用料）の支払いと引き換えに受け取っていただいている領収書を提出することで、お支払いいただいた謝礼（利用料）に相当する額が介護扶助費として利用者に返金されます。

Q 4)

- ・ 助け合い活動事業は1回の利用につき60分程度となっているが、通院同行をお願いする場合、大きい病院であれば待ち時間を含めて数時間に及ぶこともある。その場合、活動時間を延長するなどの対応を行っていただくことはできるのか。

A 4)

- ・ 近隣以外の医療機関への受診の同行など、往路及び復路並びに院内での待ち時間を含めた付き添いに1時間を超える支援ニーズが求められるケースも少なくありません。
- ・ これまでは、複数時間に及ぶ支援を行う場合、支援時間全体の中で1時間分は助け合い活動事業で対応し、残りの時間を受託事業者が独自に実施する有償活動で対応してきたところです。
- ・ しかし、時間の切り分けや利用料の算定など、利用者のみならず活動者にも複雑な仕組みであるうえ、利用者の経済的な負担も大きいことから、見直しの要望を受けていました。
- ・ 今般、令和2年1月1日から、助け合い活動事業について、月8回の範囲内であれば、1日に複数回の利用を可能とすることとします。
- ・ 例えば、2時間45分の活動を行う場合、助け合い活動3回分を利用することとなり、利用者から活動者にお渡しいただく謝礼については3回分で300円となります。

Q 5)

- ・ 助け合い活動事業と介護予防型訪問サービス（又は生活援助型訪問サービス）を併用するケースで、介護予防型訪問サービスに引き続き助け合い活動事業を利用するといったことも可能か。その場合、訪問介護の場合と同様に概ね2時間以上の間隔をあける必要があるのか。

A 5)

- ・ 介護予防ケアマネジメントにおいて必要と判断されるのであれば、介護予防型訪問サービスの利用に引き続いて助け合い活動事業を利用することも可能です。
- ・ また、訪問介護におけるいわゆる2時間ルールと言われるものは、1日に複数回の訪問介護を算定するにあたっては、サービス提供の間隔が概ね2時間以上空いていなければ、サービス提供時間を通算するという趣旨のもので、同じサービスの中での報酬算定の取り扱いを示したものです。
- ・ したがって、介護予防型訪問サービスと助け合い活動事業は、別のサービス（活動）になりますので、いわゆる2時間ルールといったものは適用されず、利用者の状態像やニーズによっては、介護予防型訪問サービスの利用に引き続き助け合い活動事業を利用することも可能です。